

# 市町村における災害復旧事業の円滑な実施に係る支援方策のあり方

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 企画専門官 ほそかわ しん 細川 晋

## 1. はじめに

近年は、短時間強雨の発生回数が増加するなど既に温暖化の影響が顕在化しており、今後さらなる気候変動により水災害の頻発化・激甚化が予測されます。また、各地域において大規模地震の発生が切迫しています。

令和4年においても、3月の福島県沖を震源とする地震、6月の石川県能登地方を震源とする地震、7月の大雨、桜島の噴火、8月の大雨、9月の台風第14号、第15号による災害など、全国各

地で多くの災害が発生しました。公共土木施設の被災規模は、全国で9,955箇所、約3,963億円（令和5年1月16日被害報告）となっており、被災地域では鋭意その復旧に取り組まれています（図-1）。

一方で、地方公共団体の土木関係職員は減少し、慢性的に技術職員が不足している状況です。さらに、災害復旧の経験を積む機会は限られており、担当者は未経験の状態での復旧に取り組まなくてはならないことが多々あります。

このような中、災害復旧事業が円滑に実施され、被災地域の早期復旧を果たすため、国土交通省では地方公共団体等へ様々な支援を行っています。

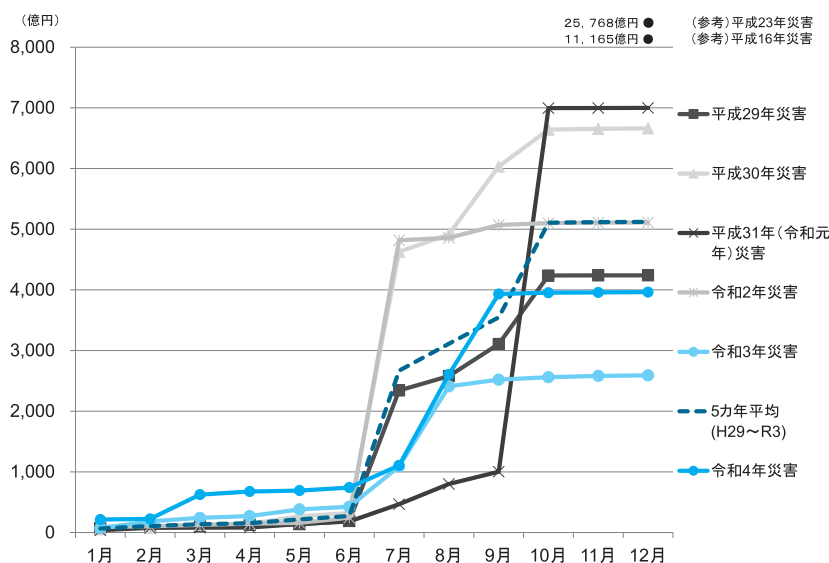


図-1 累積被害報告額の推移

本稿では特に「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」について紹介します。

## 2. 検討の経緯等

近年の緊縮財政や行政改革の中で、地方公共団体の土木関係職員数は、令和2年には平成12年と比べ4万4,000人余り減少しました。そのため地方公共団体では、インフラの維持管理や災害対応に必要な技術力や経験の蓄積・検証が困難になっていると懸念されます。総務省「令和2年地方公共団体定員管理調査」によれば、「村」の土木技術職員数は大半が5人未満で7割以上が0人、「町」の土木技術職員数も約7割が5人未満です。一部市町村では、土木技術職員の高齢化が進み、採用にも応募がなく慢性的に不足している状況です（図-2）。

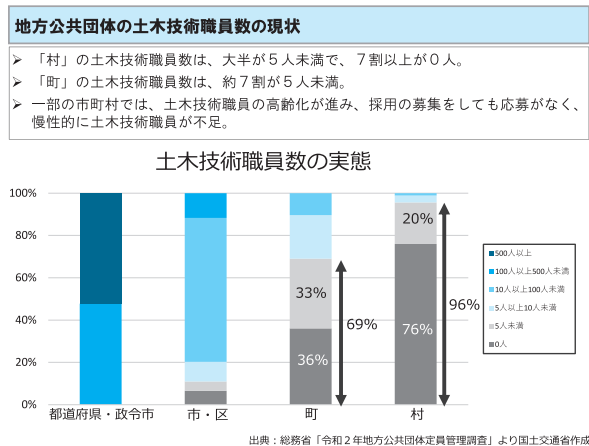


図-2 市町村の土木技術職員数

さらに市町村の約4割は、平成23～令和2年の10年間において災害復旧事業を経験した年が1回以下で、約2割は経験がありません（図-3）。このため、大規模災害時には、小規模な市町村においては、膨大な数の施設が被災していても、人的被害等の情報収集、ライフラインの確保、住民の方々への対応など急増する業務を迅速に遂行することを求められ、公共土木施設の災害

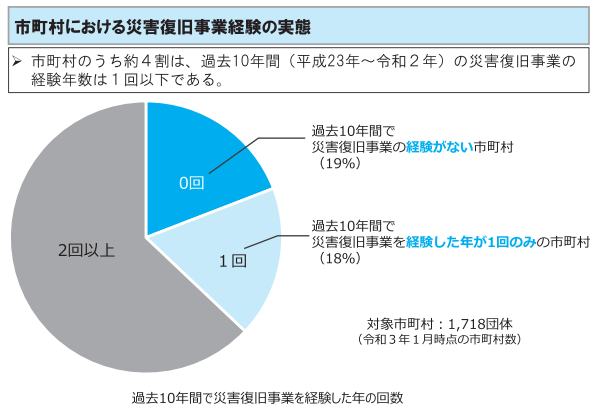


図-3 市町村の災害復旧事業の経験

復旧事業を円滑に実施することが困難な状況にあります。

このような中、激甚化・頻発化する大規模災害に対し、市町村が円滑に災害復旧事業を実施できるよう、国土交通省 水管理・国土保全局 防災課では「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」を設置し、幅広く議論を行いました。同検討会からの提言として、次の観点で支援方策の方向性をとりまとめています。

- ① 大規模災害におけるさらなる査定の効率化・簡素化の検討
- ② 復旧の優先順位を踏まえた災害査定の実施
- ③ ガイドラインを活用した平時からの取組強化や災害対応力の底上げ
- ④ 民間事業者等による地方公共団体が行う災害復旧を支援する仕組みの普及促進

このうち③については、市町村への支援制度やこれまでの取組事例などをとりまとめた「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を作成・公表しています。

## 3. ガイドラインの概要

ガイドラインでは、災害協定の締結や訓練といった平時からの取組を進め、非常時には手に取って理解できるように、既存の支援方策や各種取

組、好事例等を取りまとめています。具体的には、「大規模災害時の災害復旧事業の流れ」,「被災状況の把握や復旧方針・工法の助言など、多くの機関における被災市町村を支援する制度の概要・連絡先」,「先進技術の活用や民間事業者のノウハウの活用など、全国の先進事例・好事例」により構成しています。以下、ガイドラインの各項目について、簡単に紹介します(図-4)。

(1) 大規模災害時の災害復旧事業の流れ

災害が発生した場合、発災直後から時間の経過に伴い必要となる対応も変化することから、ガイドラインでは、「発災直後」,「被災箇所調査・応急復旧(発災から1~2カ月程度)」,「査定書類準備・災害査定受検(発災から2~6カ月程度)」,「復旧工事発注・工事監督(発災から1~3年程度)」からなる四つのステージに災害対応を分類し、各ステージにおける状況や必要な対応を取りまとめています(図-5)。

(2) 被災市町村を支援する制度

各機関においては、被災した市町村を対象とした様々な支援制度が準備されており、ガイドラインでは支援制度の内容や相談先、活用事例などを取りまとめています。以下、いくつかの支援制度

を紹介します。

① 応急対策職員派遣制度(総務省)

大規模災害発生時に、発災直後の避難所の運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務に対する支援を目的とし、総務省が全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携して、地方公共団体間で応援職員を派遣する制度。

② 復旧・復興支援技術職員派遣制度(総務省)

特にニーズの高い技術職員の確保のため、全国の都道府県等において技術職員(土木技師・建築技師・農業土木技師・林業技師を対象)を増員し、あらかじめ中長期派遣対応技術職員を登録した上で派遣を行う制度。

③ TEC-FORCE(国土交通省)

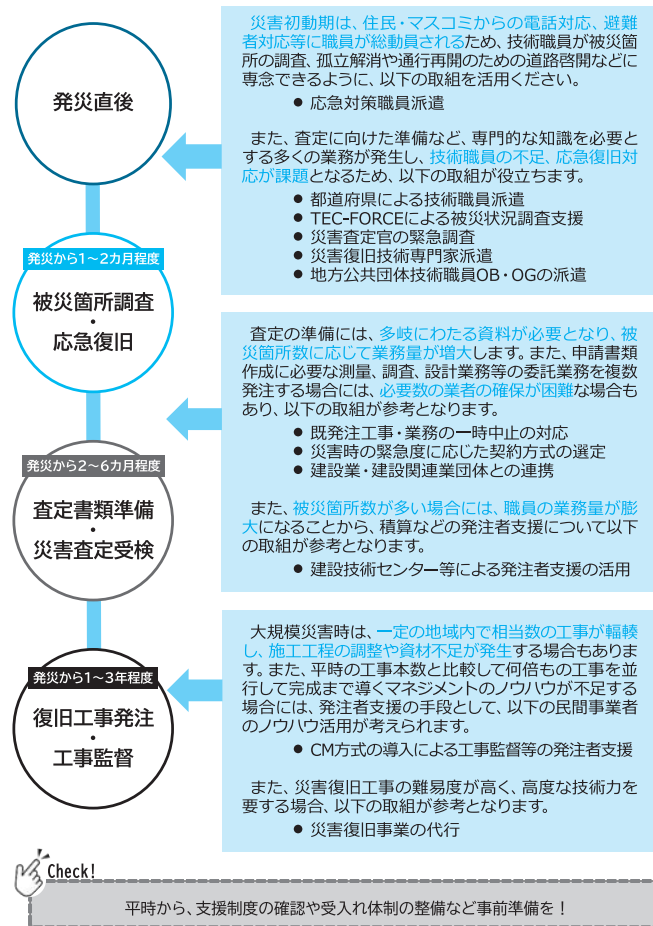
大規模災害が発生又は発生のおそれがある場合に国土交通省の職員を派遣し、市町村が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を実施。全国の隊員数は、約15,000人(令和4年4月時点)。

④ 災害査定官による災害緊急調査(国土交通省)

大規模な災害の場合に、国土交通本省の災害査定官を現地に派遣し、公共土木施設に対する応急復旧工法や改良復旧を含めた被災箇所の復旧方針・工法等に関する技術的助言や申請に向けたアドバイスを実施。

目次	
早期の災害対応体制の構築が必要とき 応急対策職員派遣制度	P.1
当面の災害対応に向けて少しでも多くの技術職員が欲しいとき 都道府県等による技術職員派遣	P.3
公共土木施設の被害調査に全く手が回せないとき TEC-FORCE	P.7
所有する資機材ではとても間に合わないとき 災害時に活用可能な国の保有資機材	P.8
応急復旧や災害査定に向けてアドバイスが欲しいとき 災害査定官による災害緊急調査	P.9
災害復旧業務に長年携わり制度を熟知した専門家のサポートが欲しいとき 災害復旧技術専門家派遣制度	P.10
災害対応の経験豊富な技術者からのサポートが欲しいとき 地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み	P.11
積算補助、工事監督補助など、発注者支援が必要なとき 建設技術センター等による発注者支援	P.12
高度な技術力を要する工事で手が進まないとき 災害復旧事業の代行制度	P.13
当面の災害対応に必要な業者の確保が困難とき 大規模災害時の既発注工事・業務への対応	P.15
災害時の入札、契約の基本的な考え方を知りたいとき 災害時の緊急度に応じた契約方式の選定	P.16
多くの復旧工事を発注しなければならぬとき 災害復旧工事の施工体制の確保	P.17
発災初期の迅速な災害対応が求められるとき 建設業・建設関連業団体との連携	P.19
全国の先進事例・好事例① 先進技術の活用による事業の効率化 災害復旧事業へのICTの活用	P.21
全国の先進事例・好事例② 民間事業者のノウハウを活用 事業実施体制確保のための民間人材の活用 ・CM方式 ・事業促進PPP	P.23
全国の先進事例・好事例③ 技術者不足等の課題を解決 市町村による相互支援組織の設立	P.29

図-4 ガイドライン掲載内容(目次)



図－5 大規模災害時の災害復旧事業の流れ

⑤ 災害復旧技術専門家派遣制度（公益社団法人 全国防災協会）

災害査定官経験者など、国や都道府県等の災害復旧業務に長年携わり制度を熟知し、災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者を派遣する制度。

⑥ 地方公共団体技術職員 OB・OG の派遣の仕組み（都道府県）

地方公共団体技術職員（市町村含む）の退職者等をアドバイザーとしてあらかじめ登録し、災害発生時に要請に応じて市町村等へ派遣する制度を構築している都道府県があります。災害時の調査支援や復旧工法に関する技術的助言など、応急対応や災害復旧が円滑に進むようサポートが受けられます。窓口が都道府県により異なるため、事前に依頼先・連絡方法を確認しておくことが重要。

(3) 先進技術や民間事業者のノウハウの活用等

災害復旧を進めるにあたり、各機関からの支援のほかにも市町村で実施することができる様々な取組があります。以下、いくつかの取組事例を紹介します。

① 建設業・建設関連業団体との連携

大規模な災害が発生した場合、土砂・がれきの撤去・運搬や被災地域への進入路の整備といった応急対応が必要となることがあります。国や都道府県では、災害への迅速かつ的確な対応のため、全国 47 都道府県の建設業協会等との間で応急対策等に係る災害協定を締結しており、近年では一部の市区町村でも災害協定の締結が進んでいます。

② 災害復旧事業への ICT の活用

近年、災害復旧事業においても ICT 技術等の活用が進んでおり、安全かつ効率的に得られる被災状況等の各種データによって、調査にあたる職員の安全を確保しつつ、大幅に作業の軽減を図る

ことが可能となります。具体的には、ドローン空撮写真の査定設計書への活用や3次元点群データの災害対応業務への活用を行った事例があります。

③ 民間人材の活用（※ CM 方式）

大規模災害発生時には、多数の災害復旧工事が必要となり工事が輻輳することがあります。工事の円滑な実施には、事業間調整や資材の安定確保、進捗管理など全体を見据えた多くの調整が必要となりますが、職員だけではその調整や対応が困難になることが想定されます。このような場合、発注工程計画、進捗管理、工事間調整を目的としたマネジメント業務として業務委託を行い対応した事例があります。

※ CM：Construction Management

市町村等の担当者を対象とした Web 説明会や様々な研修の場で紹介しているところですが、より担当者の理解が進むよう、引き続き改訂作業を行うとともに個人で研修を行える資料の作成を進めています。

また、ガイドライン以外にも大規模災害時におけるさらなる査定手続きの効率化に向けた取組として、「早期確認型査定」の試行などを進める予定です（図-6）。

災害が頻発化・激甚化し、限られた職員により対応しなくてはならない状況の中で、災害復旧に対する国の各種支援はますます重要なものとなります。国土交通省としても、引き続き、被災地の一日も早い復旧に向けた支援の取組を着実に進めるとともに、その充実を図ってまいります。

本ガイドライン及び検討の経緯はウェブで公表しています ([https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/saigai\\_fukkyu/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/saigai_fukkyu/index.html))。

## 4. おわりに

ガイドラインについては、周知を図るべく全国

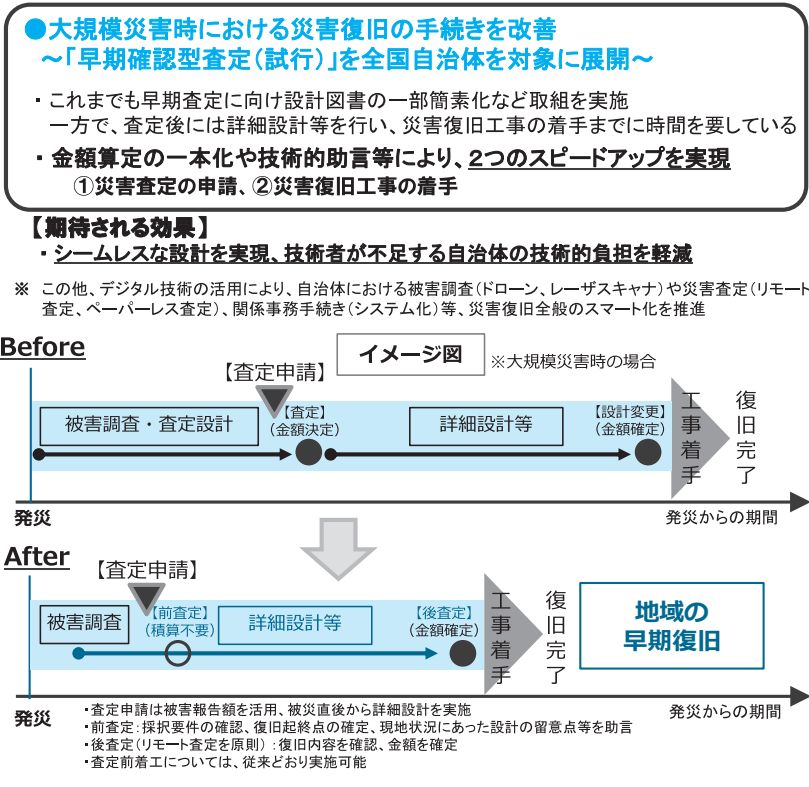


図-6 大規模災害時におけるさらなる査定手続きの効率化の取組